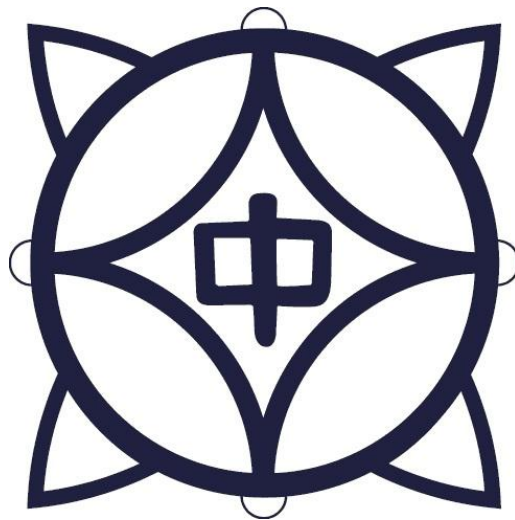


令和7年度

宇部市立厚東川中学校

生活の約束



校内生活について

交通安全指導について

校外生活について

その他

I 校内生活について

(I) 制 服

学生服上衣

- ・標準型学生服とする。(P3参照)

カッターシャツ

- ・白の半そで開襟シャツ、またはカッターシャツとする。
- ・タック・ボタングダウン・ショートカラー・ワンポイントは許可しない。

ズボン

- ・標準型学生服とする。
- ・制服に合うベルトを装着する。

セーラー服

冬季

- ・紺の長袖セーラー服で、えりとそで口へ白線3本を入れる。
- ・ネクタイは三角で、えんじ色とする。
- ・セーラー服は前あきでもよい。

夏季

- ・白の半そでセーラー服とする。
- ・ネクタイは冬季に準ずる。

スカート

- ・スカートの長さは、ひざが隠れる程度を標準とする。
- ・スカートは、ヒダつきで、ヒダ数は24～25を標準とする。

その他

- ・名札は、胸につける。
- ・夏季、冬季の衣替えの時期は設けない。気温や体調に合わせて服装を整える。

制服の組み合わせについて

冬季	学生服上衣、ズボン	紺の長袖セーラー服、スカート
夏季	カッターシャツ、ズボン	白の半袖セーラー服、スカート

宇部市中学校 制服取り扱い店一覧

店 名	所 在 地	電 話 番 号
プラザA 宇部店	際波2420	38-5430
幸 太 郎スクール& ユニホーム宇部小野田店	妻崎開作 871-1	39-7100
スクールショップキタノ	黒石北 3-4-1 (ゆめタウン宇部店)	52-7562
タ ツ ヤ	松島町10-8	21-5670
洋服の青山 宇部店 北琴芝店	妻崎開作810-1 北琴芝2-11-46	36-9771 32-5060

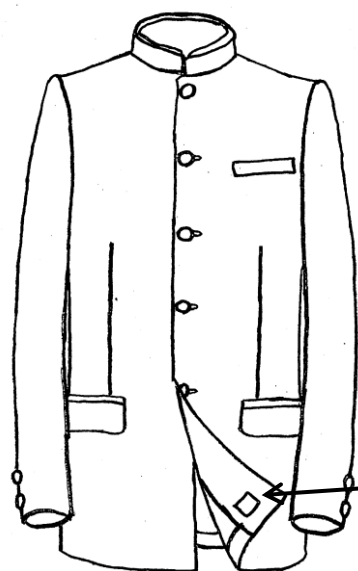
* 日本被服工業組合連合会の認証マークが入っているものを標準型学生服とする

標準型学生服の基準について

宇部市内中学校では、学生服は日本被服工業組合連合会（日被連）の認証する全国標準型学生服としています。

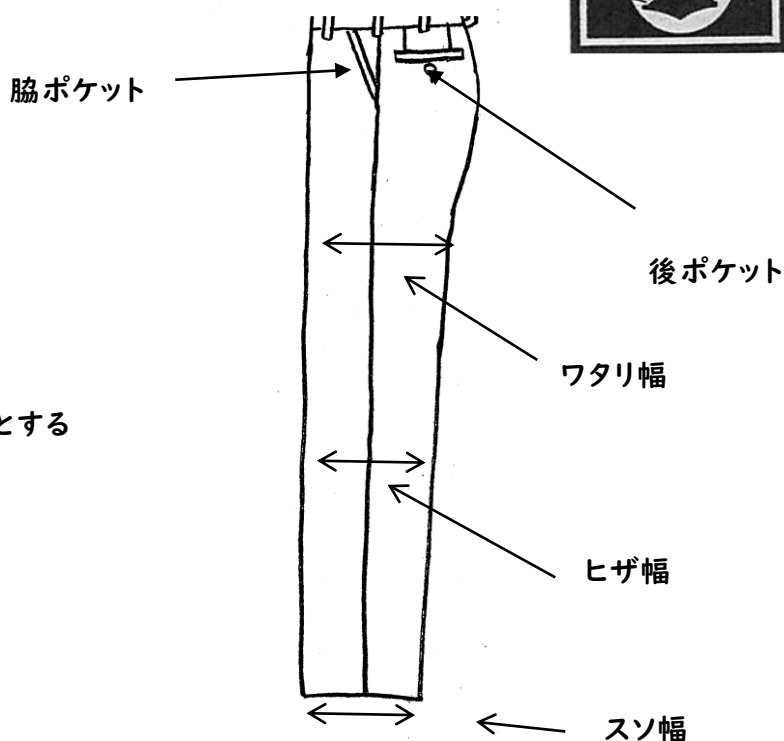
《学生服上衣の基準》

- ・日被連の認証マークがあるもの
- ・カラーの色は白無地とする
- ・襟幅はレギュラータイプとし、後部襟の高さは4cm±0.2cmとする
- ・ポケットは水平のもの
- ・胴はあまりしぼっていないもの
- ・前身ボタンは5個ついたもの
- ・袖口ボタンは2個ついたもの
- ・裏地は黒無地のもの（メッシュは可）
- ・ステッチのあるものは不可



《ズボンの基準》

- ・日被連の認証マークがあるもの
- ・ベルト通しは7～9本とする
- ・タックはノータックのもの
- ・脇ポケットは斜め形、縦型のどちらでも可
- ・後ポケットは切りポケットとする
- ・ヒザ幅はスソ幅と同程度の幅でストレート型とする
- ・スソはシングルでもダブルでも可
ただし、ダブルの折り返しは3～4cmとする
- ・裏地は黒無地のもの
- ・ステッチのあるものは不可
- ・ワタリ幅は極端に細いもの、太いものは不可



【セーラー服、スカートについて】

セーラー服、スカートは、中学校ごとに襟やネクタイの型・色などが異なるため、別紙「制服取り扱い店一覧表」を参照され、取扱店で中学校名を伝え確認してください。なお、スカートの丈については、「膝頭が隠れる程度の長さ」を規定しており、極端に短いものや長いものは認めていません。

宇部市統一新制服の規定

1. 「ブレザー」

- ① ブレザーは、市が認証する制服販売店で購入とし、Ⅰ型（男子体型用）Ⅱ型（女子体型用）Ⅲ型（男女兼用）から個人が希望する型を選択する。
- ② 学校が指定する式典（始業式・終業式・入学式・卒業式）等では、必ずブレザーを着用することとする。ただし、５月～１０月（クールビズ期間）はその限りではない。

2. 「ボトム」

- ① ボトムは、市が認証する制服販売店で購入とし、Ⅰ型スラックス（男子体型用）Ⅱ型スラックス（女子体型用）Ⅱ型スカートから個人が希望する型を選択する。
- ② スカートの丈は直立姿勢で膝が隠れる程度の長さとする。
- ③ スラックスを履く際は、ベルトループの大きさに合うベルトを着用とする。

3. 「シャツ」

● カッターシャツ

- ① カッターシャツは、白の無地で角襟のものとする。
- ② カッターシャツの下にはインナー（肌着）を着用とする。
- ③ カッターシャツの裾は、ボトムの中へ入れることとする。

● ポロシャツ

- ① ポロシャツは、市が認証する制服販売店で購入とし、個人が希望する色（白・紺）を選択する。
- ② ポロシャツ（長袖）の裾は、ボトムの中へ入れることとする。

4. 「ネクタイ」「リボン」

- ① ネクタイ、リボンは、市が認証する制服販売店で学校指定のものを購入とし、個人が希望するタイプを選択する。
- ② ネクタイ・リボンを着用する際には、カッターシャツを着用とする。
- ③ 学校が指定する式典（始業式・終業式・入学式・卒業式）等では、必ずネクタイ・リボンを着用することとする。ただし、５月～１０月（クールビズ期間）はその限りではない。

ブレザーの下に着用する防寒着の規定

- ① セーター、ベスト、カーディガン、学校指定ジャージを可とする。
- ② 防寒の目的を果たし、制服の一部として着用するため華美でないものとする。（白、黒、紺等が望ましい）
- ③ クルーネック、Ｖネックのものを着用する。
- ④ ブレザーの裾から防寒着が出過ぎないようにする。（制服を綺麗に着こなすため）
- ⑤ フード付きのものは不可とする。

2025 年

宇部市の中学校 10 校の 制服が新しく変わります！



CHECK

デザイン

濃紺のジャケットに、落ち着いたグレーと
さわやかなブルーのチェック柄ボトムを
組みあわせたプレザースタイル



スカート柄



スラックス柄

CHECK

学校ごとの 識別方法

(ネクタイ・リボン・ボタン)



※イラスト・写真はイメージです

CHECK

組合せを選ぶ制服

ブレザー**3**型 × ボトム**3**型 **全9パターン**の組合せから選べます

ブレザー・ボトムともに3つの型をご用意しています。生徒様・保護者様のご希望に合わせて自分の「着たい」と思う制服を組み合わせて着用いただけます。

ジャケット



I 型ジャケット（男子体型用）

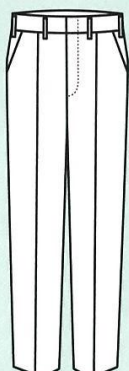


II 型ジャケット（女子体型用）

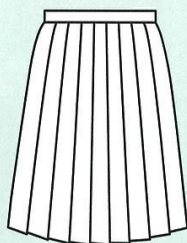


III 型ジャケット（男女兼用）

ボトムス



I 型スラックス（男子体型用）



II 型スカート



II 型スラックス（女子体型用）

シルエット

男子体型用ジャケット

肩幅が広く直線的なシルエット

女子体型用ジャケット

バストやくびれに配慮した曲線的なシルエット

男子体型用スラックス

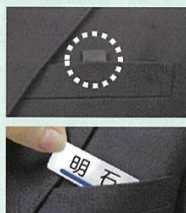
ウエストとヒップの差が少なくストレートなシルエット

女子体型用スラックス

ウエストとヒップの差が大きく、丸みを帯びたシルエット

現代の生徒様の体型に合わせた立体的なシルエット。成長による体型変化に合わせて男子体型用・女子体型用をご用意しています。

名札ループ



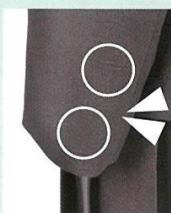
生地への傷みの抑制とプライバシー保護に配慮し、胸ポケットに収納可能な名札用ループが付いています。

チェンジボタン



チェンジ式ボタンでお洗濯時に簡単に取り外すことができます。

袖ボタン無し



袖ボタンが無いので、成長に合わせて袖を伸ばした際にボタンの付け替えが不要です。

(2) 頭 髪

- ・脱色・染色・パーマ等は禁止。
- ・前髪の長さは、目にかからない程度。
- ・髪が肩にかかる場合は、ゴムで結ぶ。

(3) はきもの

- ・下ばき・・・制服に合うもので、体育時には、運動靴として使用できるもの。
- ・上ばき・・・指定されたもの。
- ・体育館シューズ・・・上ばきとは別の指定された専用シューズ。

(4) 防寒具

- ・華美でないもの。ただし、自転車通学の場合は、危険でないものを着用し、安全チョッキをその上に必ず着用すること。
- ・防寒着の着用は、屋外のみとする。ただし、カーディガンは屋内の着用を許可する。
- ・タイツ、カーディガンは、無地で制服に合う物とする。

(5) その他

- ・靴下は、無地を基本に制服に合うものを着用する。
- ・カバンについては下記のことが守られれば、自由とする。
 - 華美でないもの。
 - 安全性の高いカバン。(自転車通学生は自転車の後の荷台にくくりやすい物)
 - 教科書、ノート等授業で必要な物が入り、かつ教室でじゃまにならない程度の大きさのもの。

2 学校生活について

- ・登校時間は7:30～8:10とする。(8:10から朝読書)
- ・教科書、ワーク類、ファイル類を各自のロッカーに置いて帰ってもよいこととする。ただし、整理整頓に心がけることはもとより、課題(宿題)が出された教科の学習用具や、授業で持って帰るように指示されたものは必ず持ち帰ること。また、自主学習に必要な物を毎日よく考えて持ち帰ること。

3 通学について

(1) はじめに

通学方法については、徒歩、自転車、スクールバス、市営バス、JR、保護者自家用車による送迎がある。

自転車通学については、本校では、自宅までの距離は関係なく、入学時に自転車通学許可願を提出し、入学後の自転車実技テスト(今年は4月9日に実施)に合格した者に自転車通学を許可している。

(2) 通学方法について(R7 4/1 現在)

	徒歩	電車・バス	スクールバス	自転車	保護者送迎	合計
1年生	1	2	3	6	1	13
2年生	0	2	3	12	1	18
3年生	2	3	2	16	0	23
合計	3	7	7	34	2	54

(3) 通学路

(1) 国道2号線沿い 国道490号線沿い 県道27号線沿い 県道215号線沿い

(2) 持世寺入口～厚東小学校間は、線路沿いの歩行者・自転車専用道路を通過

(3) 厚東小学校～棚井上は、厚東ふれあいセンター付近の道路を通過

(4) 棚井上～広瀬入口は、テイサ産業付近の道路を通過

(5) 瓜生野～JA厚東川は、2号線沿い歩道もしくは中道を通過

4 校外生活について

1. 安全について

(1) 交通事故防止について

- ・正しく歩行し、飛び出しなどは絶対にしないこと。
- ・交差点では左右の安全確認を確実に行うこと。
- ・信号機の指示に従い、横断歩道を渡ること。
- ・自転車乗用中は、ヘルメット・安全チョッキを着用し、二人乗りや並進の禁止、夜間の無灯火等、交通ルールを遵守すること。
- ・交通マナーをよく考えて行動すること。
- ・交通事故にあった場合は、大小にかかわらず早く警察に届けること。合わせて、学校にも連絡すること。

(2) 遊びによる事故防止について

- ・火遊びをしないこと。
- ・鉄道線路へ立ち入ったり、線路ぎわで遊んだりしないこと。
- ・海や川での遊びや魚とりの際には、危険な場所に近寄らないこと。
- ・かけごと遊びなどしないこと。
- ・危険な玩具で遊ばないこと。
- ・薬物乱用、飲酒、喫煙をしないこと。

2. 行動について

(1) 外出について

- ・午前9時まで、遊びのための外出をしないこと（休業中）。
- ・休業中の帰宅時間は、3月から9月までは午後6時まで、10月から2月までは5時とする。
- ・上記時間以後の外出は、保護者同伴であること。
- ・原則として大人がいない家にはあがらないこと。
- ・物の貸し借りや金銭のやりとり（おごることも含む）はしないこと。

(2) 遊戯場の出入りについて

- ・原則として、飲食店の出入りは保護者同伴であること。
- ・ボウリング場・ビリヤード場・カラオケボックス・ゲーム場などの遊戯場、インターネットカフェの出入りは、保護者同伴であること。

(3) 映画・興行物の観覧について

- ・映画や興行物などの観覧は、保護者の了解のもとで鑑賞すること。(R指定に注意)
- ・映画鑑賞等は、18時以降は保護者同伴であること。

(4) 携帯電話・スマートフォンについて

- ・携帯電話・スマートフォンやインターネットの利用については、家族と十分に話し合い、家庭のルールのもと、「情報モラル」を正しく理解して、他者に迷惑をかけるような発信や安易に誘いにのらないようにすること。
- ・SNS などへの接続がきっかけで犯罪に巻き込まれたり、被害を受けたりしないようにすること。

令和7年度 厚東川中学校 交通安全について(生徒用プリント)

(1) 自転車通学について

- ①自転車乗車時に安全チョッキが背面より十分見えること。
 - ②重い荷物を前かごに入れると安全走行が難しいため、前かごに重い荷物を入れない。
 - ③ドロップ、セミドロップハンドル、マウンテンバイク、一文字は許可しない。
 - ④両足が地面につくようにサドルを調整する。
 - ⑤防犯登録、記名を必ずすること。
 - ⑥必ず施錠できるようにしておく。
 - ⑦側部につける「かご」は禁止。
 - ⑧後部に荷台を必ずつけること。
 - ⑨整備不良の自転車は、整備するまで許可を一時停止する。
 - ⑩自転車使用時(自転車から降りて押しているときも含む)は、必ずヘルメット・安全チョッキを着用する。
 - ⑪雨天の際は、カッパを着用する。
 - ⑫歩道を通行するが、歩行者がいる場合は、歩行者が優先。
 - ⑬並進しないこと。
 - ⑭横断歩道では、いったん自転車から降り、自転車を押して渡ること。
 - ⑮下校時に校門を出て、横断歩道までの坂道は自転車を押して通ること。
- ※ 定められた規則が守れない場合には、許可を一時停止または取り消すことがある。違反者については、違反回数や危険度の状況に応じて、以下の取り扱いとする
- ・口頭注意
 - ・自転車置き場及び周辺の清掃活動
 - ・1週間の自転車通学許可停止
 - ・1か月の自転車通学許可停止
 - ・無期限の自転車通学許可停止

(2) 徒歩通学について

- ①歩道を通行すること
- ②横断歩道を使用すること。

(3) スクールバス、電車等の公共機関を利用するの通学について

- ①スクールバス(市教委運営)の利用者は、乗車時、車内をきれいに使用すること。大声で話すことをひかえるなど、マナーを守ること。マスク着用のこと。
- ②電車・市営バスを利用するときは、公共のマナーを考えた行動をすること。マスク着用のこと。
- ③市営バス・JR定期券の購入は、事務室に申込書を取りに行く。